

船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護事業者に対し船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業所における業務の効率化を図り、介護サービスの安定供給に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第4号に掲げる要件にあつては、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 介護保険法に基づく介護サービス事業所のうち、船橋市内に所在しケアプランデータ連携標準仕様の対象となる事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者であること。
- (2) 事業所において、令和6年4月1日以降、初めてケアプランデータ連携システムを導入していること。
- (3) 補助金の対象経費について、他の公的な制度により、費用の助成等を受けていないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、以下の経費とする。

ア ケアプランデータ連携システムのライセンス使用料

イ 介護ソフト等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費（対象となる介護ソフトについては、別紙で定めるものとする）

(補助金の額)

第4条 補助額は、1事業所当たり前条に定める経費ごとに次の表に定めるものとする。なお、イについては、その実支出額と次の表に定める基準額を比較して少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第3条に定める経費	基準額	補助率
ア	税抜19,091円 税込21,000円	10/10
イ	100,000円	5/10

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正と

認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（交付時期）

第9条 補助金は、第6条に規定する交付決定後に交付する。

（業務改善効果の報告）

第10条 補助事業者は、補助を受けた年度から3年の間、市長が別に定める方法により交付の申請時に提出した計画で定めた内容に対する効果を確認できるまで報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合は、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

別紙 対象となる介護ソフトについて

以下の（１）及び（２）を満たす介護ソフトであること。

- （１） 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと。）。
 （２） ケアプランデータ連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じてア、イの両方の CSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

ア 居宅サービス計画書

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	-	-	○
B-1 居宅サービス計画 1 表	○	-	-	○
B-2 居宅サービス計画 1 表_削除(任意)				
C 居宅サービス計画 2 表	○	-	-	○

・取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。

イ サービス利用票(提供票)

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	-	-	○
E 第 6 表(サービス利用票) 予定	○	-	-	○
F 第 6 表(サービス利用票) 予定削除				
G 第 6 表実績情報	-	○	○	-
H 第 6 表実績情報削除				
I 第 7 表(サービス利用表別表)	○	-	-	○

・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されることを想定している。

【留意事項】

- ・標準仕様の掲載先は厚生労働省のホームページを参照のこと。
- ・対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、（１）、（２）を満たすための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。
- ・（１）の補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を満たすものとする。

(第1号様式)

船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業者名
代表者職・氏名



船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金の交付を受けたいので、船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 申請額内訳書 (別紙1)
- 3 業務改善計画書 (別紙2)
- 4 添付書類

- (1) 補助対象経費を支払ったことを確認できる書類等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

5 消費税の適用に関する事項

① 補助金交付額の算定

- 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
- 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

- 免税事業者である
- 簡易課税事業者である
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他 (_____)

補助金の振込先

金融機関名			銀行 金庫 組合 農協						支店 本店
預金種別	普通・当座 その他 ()	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

申請額内訳書

年 月 日

事業者名 _____

1 交付申請額 (①+②) 金 _____ 円

①ライセンス使用料 金 _____ 円

(ライセンス使用料の内訳)

導入事業所数 _____ × 税抜 19,091円税込 21,000円

※ 税抜、又は税込どちらかに○

②介護ソフト等 金 _____ 円

(介護ソフト等の内訳)

	介護保険事業所番号	事業所名	補助対象経費 (A)	補助金交付 申請額 (B)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
			合計	

※ (B) は (A) の金額に2分の1を乗じた額 (上限5万円) を記入すること。

業務改善計画書

(ア) 事業所の基本情報

(1)	事業所番号	
(2)	事業所名	
(3)	事業所所在都道府県	
(4)	事業所所在住所	
(5)	サービス種別	
(6)	利用者数(申請時点)	
(7)	職員数(申請時点)	

(イ) 事業計画

① 事業内容

複数選択可	<input type="checkbox"/>	介護ソフト、PC等のケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費
	<input type="checkbox"/>	ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修に必要な経費
	<input type="checkbox"/>	業務コンサルタントの活用に必要な経費
	<input type="checkbox"/>	タイムスタディ調査、ヒアリング調査等に必要な経費
	<input type="checkbox"/>	好事例集の作成に必要な経費
	<input type="checkbox"/>	その他 (自由記述)

②-1 事業所の課題

複数選択可	<input type="checkbox"/>	記録業務に要する時間が長い	<input type="checkbox"/>	文書の量が多い
	<input type="checkbox"/>	事業所内の情報共有が非効率	<input type="checkbox"/>	他事業所との情報共有が非効率
	<input type="checkbox"/>	職員の心理的負担が大きい	<input type="checkbox"/>	超過勤務が多い
	<input type="checkbox"/>	記録が不正確・不十分	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	その他 (自由記述)	<input type="checkbox"/>	

②-2 導入する機器等

※導入済み機器は「●」を、
今年度導入予定機器は「○」を入力ください

複数選択可	<input type="checkbox"/>	介護ソフト等	<input type="checkbox"/>	モバイルPC
	<input type="checkbox"/>	タブレット情報端末	<input type="checkbox"/>	スマートフォン
	<input type="checkbox"/>	通信環境機器等	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	その他 (自由記述)	<input type="checkbox"/>	

③ ケアプランデータ連携システムの利用

データ連携の内容	
主なデータ連携先	(自由記述)

(第2号様式)

船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日

申請者 所在地
事業者名
代表者職・氏名

様

船橋市長



年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付申請額	
交付決定額	円
補助金を交付しない 又は減額する場合の 理由	

船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(第3号様式)

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付確定のあった 年度船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金について、船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 補助金交付決定額

金 _____ 円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業補助金補助金に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

免税事業者である

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。)

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり